

# クリーニング師免許申請手続きについて

試験に合格しても、免許を取得しないとクリーニング師とはなりません。クリーニング師試験に合格された方は、必ず免許申請をしてクリーニング師免許証の交付を受けてください。

クリーニング師の免許申請は、試験に合格した都道府県に申請する必要があります。

## 1 免許申請に必要なもの

- ① クリーニング師免許申請書
- ② 合格証書（合格通知のはがき）
- ③ 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の出願時から氏名若しくは本籍に変更があった場合又は旧姓若しくは通称名の併記を希望する場合は、それぞれその内容を確認することができるものに限る。）

※外国人である場合、国籍等の記載のある住民票の写し（原本）。出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者（住民票が作成されない者）にあつては、旅券その他の身分を証する書類の原本提示しコピー提出。

※いずれも発行日から6か月以内の原本を提出してください。（コピー不可）

- ④ 申請手数料 奈良県収入証紙 5,600円分

（奈良県収入証紙は、南都銀行（一部店舗を除く。）及び県庁1階奈良県職員互助会（総務厚生センター西執務室）、県内保健所内の食品衛生協会で購入しています。）

## 2 申請方法

申請窓口（下記）に申請書等の必要書類を持参してください。

**奈良県内に住所がある方** は、**県内の保健所**に申請してください。

**奈良県外に住所がある方** は、**奈良県消費・生活安全課**に申請してください。

※郵送で手続きをすることもできます。簡易書留による郵送となり、送料が別途必要となります。詳細は奈良県消費・生活安全課営業指導係（電話：0742-27-8674）までお問い合わせください。

## 3 受付時間

午前9時から12時及び午後1時から5時まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休庁日を除きます。）

## 4 免許証の交付

申請書を提出した日から約1か月後になります。

### <申請窓口・問い合わせ先>

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
郡山保健所衛生課	大和郡山市満願寺町60-1（郡山総合庁舎内）	0743-51-0193
中和保健所生活衛生課	橿原市常盤町605-5（橿原総合庁舎内）	0744-48-3033
吉野保健所衛生課	吉野郡下市町新住15-3	0747-64-8131
吉野保健所五條出張所	五條市岡口1丁目3番1号	0747-22-3051
奈良市保健所保健衛生課	奈良市三条本町13-1	0742-93-8395
奈良県消費・生活安全課 ※県外在住の方の申請窓口	奈良市登大路町30（奈良県庁舎主棟3階）	0742-27-8674

第11号様式（第16条関係）

奈良県収入証紙 5,600円	確認者印	
5,000円	500円 (300円)	100円 (300円)

免許番号
第 号

クリーニング師免許申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 住所

(ふりがな)

氏名

旧姓・通称名

(併記を希望する場合)

(生年月日 年 月 日)

電話 ( )

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により申請します。

本籍	
業務を行おうとする場所	住所 名称

添付書類

- 1 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名若しくは本籍に変更があった場合又は旧姓若しくは通称名の併記を希望する場合は、それぞれその内容を確認することができるものに限る。）

※いずれも、発行日から6か月以内のもの

- 2 合格証書
- 3 手数料（奈良県収入証紙5,600円）